

<資 料>

大日本私立衛生会とその「支会」の規則

小 島 和 貴

ここに紹介する資料は、近代日本内務省衛生行政の形成過程において長与専齋初代内務省衛生局長を中心として創立準備が進められる大日本私立衛生会とその「支会」の規則であり、原本は、現在、東京大学大学院法学政治学研究科附属東京大学近代日本法政史料センター明治新聞雑誌文庫において所蔵される。本稿表題は筆者作成によるものである。資料表題は『大日本私立衛生会規則』とされ、表紙、本文（15頁）及び「追加」（2頁）よりなる。

本文には明治16年2月とあり、大日本私立衛生会第一回総会の開催を見るのが明治16年5月であることから、総会開催にあたり同会の方針とその意義を周知するべく作成されたものであるといえる。また、「追加」されたのは「大日本私立衛生会規則追加」であり、明治16年4月とある。ここにその「支会」の規則が明らかにされた。

長与専齋は大日本私立衛生会の創立の意義はその「支会」とともに評されることを自伝において取り上げているが、⁽¹⁾「支会」の創立は大日本私立衛生会第一回総会開催以前よりすでに決められていたことが本資料より明らかとなる。本資料によりこれまで明らかとなつてこなかった大日本私立衛生会創立に際しての首唱者、会員、役員、「審事委員」、そしてその「支会」等について新たに知ることが可能となる。そのため本資料は同会及びその「支会」の創立がいかなる形で準備が進められ、いかなる者によってこれが支持されていたのかを確認するためのものとして記録されねばなら⁽²⁾ない。

以下、本資料の内務省衛生行政史上の意義を確認しておきたい。

岩倉遣外使節団に随行した折、西洋の *Gesundheitspflege* 等の取り組みに関心を示した長与専齋は、その活動を「衛生」として日本への導入に尽力するようになった。⁽³⁾ 長与は明治国家の健康問題に取り組むべく、明治7年には医制の制定を実現し、「第一条 全国ノ医政ハ之ヲ文部省ニ統フ」に見えるように「衛生」に対する権能を政府に求めたのである。

長与の衛生行政構想は明治10年の「衛生意見」を通じてより詳細に論じられるのであるが、この年は明治以降最初のコレラが流行したことで、長与、そして内務省の官吏たちなどはこれへの対応に忙殺されることにもなった。コレラは明治12年にも流行するが、この時は明治10年の経験を踏まえて同年7月には内外の医師を集めて中央衛生会を開催し、同年の暮れには地方衛生会、府県の衛生課、町村の衛生委員を設置した。翌年には伝染病予防規則が制定される。この一連の取り組みの中で見えてくるものは、「衛生」実現のために求められるのは政府の権能とこれを背景とした行政組織であり、これらを通じて人々の健康を実現しようとしていたという点である。

小野芳朗等は長与の洋行以前より「衛生なる語」が、「医学書で使用」されていたことに注目するも「内容はいわゆる養生の書であり個人的な健康管理にとどまっている」とする。これに対して「専齋で始まる衛生は公衆衛生」であり、「人間と環境との相互関係から健康を論」じ、これは「集団のあるいは国家の健康をたもつことである」としてよい」として長与の衛生行政論をそれ以前の「衛生」への取り組みとは別の文脈に置くことを試みる。⁽⁵⁾ 「衛生」の取り組みは多元的であり、明治期よりも早くに試みられてきた「養生」を包摂するも長与の衛生行政論、そして長与が指揮した内務省の衛生行政はこれに還元されるものではなかったといえよう。⁽⁶⁾

健康問題に政府がかかわるための法制度や行政組織が整えられていく一方、衛生行政の成否は人々の理解と協力が求められることに気づき、これを実現するための取り組みも観察されるようになる。⁽⁷⁾ 比較的早くよりこれに注目したのが名古屋時代の後藤新平であり、後藤は明治11年の「健康

警察医官ヲ設クベキノ建言」や「愛知県ニ於テ衛生警察ヲ設ケントスル概略」に見えるように「衛生警察」の具体化を進めながら、翌年には医学や感染症対策に関心のある人々と共にコレラなどの対応に当たることができるよう「愛衆社」を立ち上げ、活動を開始したのである。⁽⁸⁾そして後藤の活動に見えるこの「私立衛生会」の活動はその後、全国化し大日本私立衛生会として知られるようになった。

従前、同会の活動に関しては日本公衆衛生協会編『公衆衛生の発達—大日本私立衛生会雑誌抄—』⁽⁹⁾や阪上孝の「公衆衛生の誕生—『大日本私立衛生会』の成立と展開—」⁽¹⁰⁾等により接近が試みられ、これらによって近代日本史上における大日本私立衛生会の活動を解明する意義が確認されてきた。

しかし、大日本私立衛生会の創立をめぐっては明治16年5月に第一回総会が開催されたことでその活動が開始したことなどは知られるも、瀧澤利行が「同会の基本方針は、『本会規則ノ摘要』としてまとめられている」と指摘する⁽¹¹⁾ように、これまでににおいては「本会規則ノ摘要」等、『大日本私立衛生会雑誌』に収められる情報に基づき議論が形成されてきたことにより、同会の首唱者や同会の規則の全容は明らかとされてこなかった。

近代日本の衛生行政は長与専齋の貢献によって形成されてきた側面が多いことから大日本私立衛生会の創立に関しても長与の活動に触れることなく論じることは困難ではあるものの、その一方で長与一人でこれが推し進められてきたわけではなく、その支持者たちがいてこそその活動であったとするならば、大日本私立衛生会の首唱者の解明は重要となる。⁽¹²⁾

また、すでに指摘したように長与は大日本私立衛生会の活動を開始するに際して、「支会」の創立も重要であるとした。しかしこれについてもいかにしてこの活動が見られるようになったのかについては不明のままであった。

内務省衛生行政の形成過程における大日本私立衛生会及びその「支会」の役割の解明に向けて本資料の意義が認められる所以である。⁽¹⁴⁾

(付記) 本稿は二〇二一年度三菱財団人文科学研究助成(「長与専斎と内務省の衛生行政—大日本私立衛生会の活動を手がかりとして」)の研究成果である。

一個人ノ身体ハ一個人ノ精神ノ舎トル所ナリ一國人民ノ身体ハ一國ノ元氣ノ存スル所ナリ人ニシテ病羸ノ身体ヲ有スレハ其精神決シテ活発ナルコトヲ得ス國ニシテ厄弱ノ人民ヲ有スレハ其元氣奚ソ旺盛ナルコトヲ得ンヤ之ヲ小ニシテハ一家ノ幸福之ヲ大ニシテハ一國ノ富強、源ヲ人身ノ健康ニ資ラサルモノナシ今竊ニ本邦ノ情況ヲ觀察スルニ衣食住ノ不完全ナル土地氣水ノ不清潔ナル生産職業ノ途宜キニ適セサル救痾濟貧ノ法洽キニ至ラサル管ニ平素人ノ健康ヲ傷害シテ國ノ元氣ヲ損耗スルノミナラス一朝疫癘ノ萌芽アルニ當テハ内況外因相煽テ其毒焰ヲ逞シクシ無辜ノ生靈ヲ殲滅シ有用ノ産業ヲ廢絶スルモノ勝テ數フルニ違アラス況ンヤ輓近ノ世態旧ヲ捨テ新ニ趨キ身体ヲ役セスシテ心智ヲ之レ勞スルノ事業歲二月ニ進歩シ為メニ病厄ヲ増加スルノ兆已ニ昭々タルモノアルニ於テオヤ衛生ノ法最モ講セサル可ラサルナリ我政府ハ夙ニ茲ニ察セラルル所アリ中央衛生会ヲ開キテ内務卿ノ諮詢ニ供シ地方衛生会ヲ置キテ地方官ヲ輔翼セシメ其他衛生事務ノ為メニ施設セラルル所幾ント遺算ナキカ如シト雖モ未タ民間ニ於テ衛生ノ公會ヲ開キ以テ公衆ノ健康ヲ保持スルノ道ヲ講スル者アルヲ聞カス偶々之アルモ僅カニ一地方ニ偏依シ未タ全國ニ貫通スルノ利益ヲ謀ル者アラサルハ亦明時ノ一大欠典ナリト謂ハサルヲ得ス我僭私ニ之ヲ憂フルヤ久シ頃者相謀リテ一社ヲ興シ之ヲ大日本私立衛生会ト稱シ汎ク全國同志者ノ協力ヲ以テ衛生ノ法ヲ民間ニ普及スルノ機關ニ供セント欲ス若夫会則ハ則之ヲ左ニ具シ以テ全國同感ノ諸君ニ頒ツ幸ニ陸續加盟シ此挙ヲ翼賛セラルルアラハ獨リ我僭ノ素志ヲ達スルノミナラス全國同胞ノ幸福亦必ス著大ナルモノアラン

大日本私立衛生会首唱者総代

池田 謙齋
石黒 忠恵
長谷川 泰
細川潤次郎
戸塚 文海
渡邊 洪基
香川 敬三
樺山 資紀
芳川 顯正
高木 兼寛
田代 基徳
長與 專齋
宇都宮三郎
九鬼 隆一
松本 順
松山 棟庵
安立 利綱
佐野 常民
三宅 秀
三間 正弘
品川彌次郎
白根 專一
土方 久元

大日本私立衛生会規則

第一章 目的

第一条 本会ノ目的ハ全国人民ノ健康寿命ヲ保持増進スルノ方法ヲ討議講
明シーニハ衛生上ノ智識ヲ普及シーニハ衛生上ノ施政ヲ翼賛スルニ存リ

第二章 名称

第二条 本会ヲ名ケテ大日本私立衛生会トス

第三章 位置

第三条 本会ノ議場ハ当分開会毎ニ之ヲ定ム事務所ハ神田区和泉町二番地
牛痘種継所内ヲ以テ仮ニ之ニ充ツ

第四章 会員

第四条 本会ノ目的ヲ賛成履行セント欲スル者ハ何人タリトモ会員トナル
コトヲ得ヘシ

第五条 会員タラント欲スル者ハ其姓名族籍職業現住所ヲ記シタル書面ヲ
本会事務所ニ送致シ本会ノ諦認書ヲ受クヘシ

但入会ノ後姓名族籍職業住所ヲ変換スル者ハ其時々本会事務所ニ通報
スヘシ

第六条 会員ハ本会ノ諸規則ヲ遵守シ衛生上ノ主旨ニ背戻セサルコトヲ務
ムヘシ

第七条 会員ハ総会常会及ヒ臨時会ノ議事ニ參シ且本会ニ向テ意見書ヲ送
リ又ハ疑義ノ解明ヲ需ムルコトヲ得

但其意見書ヲ議題ニ為スト否ラサルトハ会頭ノ取捨ニ任ス

第八条 会員ハ本会発行ノ雑誌及ヒ報告ヲ無費ニテ受クルコトヲ得

第九条 直接又ハ間接ニ衛生上関涉ノ諸件ハ事ノ細ヲ問ハス本会事務所
ニ諮詢スルコトヲ得

第十条 会員ハ其家族及ヒ二人以下ノ知友ヲ本会々同ニ誘致シ講談論議ヲ
陪聴セシムルコトヲ得

但会同ノ都合ニ因リ臨時謝絶スルコトアルヘシ

第十一条 会員中止ムヲ得サル事故アリテ退会セント欲スル者ハ其通知書
ニ諦認書ヲ添テ本会事務所ニ送致スヘシ

第十二条 本会ニ於テ会員中本会ノ目的ニ障害トナルヘキ所為アリト思料
スルカ若クハ会員タルノ義務ヲ欠クトキハ会頭ノ意見ヲ以テ除名スルコ

トアルヘシ

第五章 名誉会員

第十三条 學術或ハ名望アル内外国人ニシテ本会ノ目的ニ補益アリト認めル者ハ名誉会員ト為スヘシ

第十四条 名誉会員タル者ハ事ノ細大ヲ問ハス常ニ本会ノ目的ヲ翼賛スルヲ要ス

第六章 役員

第十五条 本会ノ役員ヲ定ムルコト左ノ如シ

会 頭 一名

副会頭 一名

幹 事 十名

書 記 無定員

第十六条 会頭ハ本会ヲ総理シ總會ノ議長トナルヘシ

第十七条 副会頭ハ会頭ヲ輔弼シ会頭事故アルトキハ其代理トナリ且常会臨時会ノ議長トナルヘシ

第十八条 幹事ハ本会ノ事務ヲ分担シ副会頭事故アルトキハ参会員ノ投票ニ因テ常会臨時会ノ議長トナルコトヲ得

第十九条 書記ハ幹事ノ指揮ヲ受ケ議長ノ筆記雑務會計等ノ事ニ従フヘシ

第二十条 会頭副会頭及ヒ幹事ハ総会員ノ投票ヲ以テ撰挙シ其任期ハ滿ニケ年トス滿期ニ至リ再撰スルコトヲ得

但幹事総員ノ内半数ハ会頭ノ指名ヲ以テ之ヲ定メ編輯一切ノ事ニ任ス

第二十一条 書記ハ任期ヲ定メス会頭之ヲ特撰スヘシ

第二十二条 本会ノ役員ハ凡テ俸給ナシト雖モ臨時酬勞金ヲ贈与スルコトアルヘシ

第七章 審事委員

第二十三条 本会ハ審事委員ヲ置キ之ヲ左ノ諸科ニ分ツ

公衆衛生科	私己衛生科	学校衛生科
囚獄衛生科	軍陣衛生科	海上衛生科
警察科	職業衛生科	精神衛生科
医学科	薬学科	化学科
嬰兒保育科	疫癘科	統計科
法律科	経済科	土木科
工業科	気象科	地学科
博物科	救済科	獣疫科

第二十四条 審事委員ハ会頭ノ意見ヲ以テ会員中ヨリ撰任シ其人員及ヒ任期ヲ限ラサルモノトス

但本条ノ委員ハ臨時酬労金ヲ増与スルコトアルヘシ

第二十五条 審事委員ハ常ニ其担当セル科目ヲ研究シテ意見ヲ本会ニ提出シ又ハ会頭ノ照会ニ応シテ各其事項ヲ調査スルモノトス

第八章 集会

第二十六条 総会ハ総会員ヲ会シ会頭其議長トナリ毎年五月中開設スルモノトス其期日ハ三ヶ月以前ニ報道シ且同時ニ議案ヲ送付ス会員参会シ難キトキハ意見ヲ書シテ之ヲ本会ニ提出スルコトヲ得

但時宜ニ由リ会期及ヒ日数ヲ変更伸縮スルコトアルヘシ

第二十七条 総会ニ於テハ左ノ諸項ヲ挙行スヘシ

- 一 前年中本会成績ノ報道
- 二 前年中本会々計ノ報道
- 三 前年中内国衛生上景況ノ報道
- 四 前年中海外衛生上景況ノ報道
- 五 本会役員ノ投票 (隔年)
- 六 本会ヨリ發付スル議題ノ討議
- 七 会員意見書ノ議題トナリタルモノ及ヒ会頭ヨリ臨時ニ出セル議題ノ討議
- 八 会員ノ演説

九 衛生上ノ談話

第二十八条 常会ハ在京ノ会員ヲ会シ副会頭其議長トナリ毎月末ノ土曜日午後第一時ヨリ開設スルモノトス

但其議題ハ予メ之ヲ發付シ置ヘシ

第二十九条 常会ニ於テハ左ノ諸項ヲ挙行シヘシ

一 本会要務ノ報道

二 宿題ノ討議

三 臨時議題ノ討議

四 衛生上ノ談話

但会員中演説ヲ為サント欲スル者ハ議長ノ許可ヲ得テ議事終ル後会場ニ於テ為スコトヲ得

第三十条 総会常会ノ外至急会議ヲ要スル事件アルトキハ会頭ノ意見又ハ会員十名以上ノ請求ニ由リ臨時在京ノ会員ヲ会シテ開会スルコトヲ得

第三十一条 総会常会及ヒ臨時会紀事ノ要件ハ之ヲ本会ノ雑誌ニ登録スヘシ

第三十二条 本会ノ議事ハ別ニ定ムル所ノ規則ニ拠ルヘシ

第九章 通信

第三十三条 会員ノ意見書質議書其他ノ通信文書ハ総テ本会事務所ニ送致スヘシ

第三十四条 会員タル者ハ常ニ衛生上諸般ノ景況ニ注視シ本会ノ参考トナルヘキモノハ事ノ細大ヲ問ハス勉メテ之ヲ通信スルヲ要ス

第三十五条 会員外ノ人ニシテ衛生上有益ノ事項ヲ本会ニ通信シタル者アルトキハ之ヲ本会ノ雑誌ニ掲載スルコトアルヘシ

但雑誌ニ掲載シタルトキハ其一部ヲ通信者ニ贈致スヘシ

第十章 会計

第三十六条 会員タル者ハ本会々費トシテ一年金二円ヲ一月七月ノ両度ニ本会事務所ニ送致スヘシ

第三十七条 会費トシテ一時ニ金二十円以上ヲ出ス者ハ爾来前条ノ月費金ヲ納ムルコトヲ要セス

第三十八条 本会ノ金員ハ三井銀行ニ預ケ之ヲ出納スヘシ

第三十九条 本会ノ収支勘定ハ一ヶ年毎ニ結算シ翌年ノ總會ニ於テ之ヲ報告スヘシ

第十一章 雜件

第四十条 會員及ヒ會員外ヨリ金員若クハ書籍物品等ヲ本会ニ寄贈スル者アルトキハ本会ノ名ヲ以テ謝状ヲ送付シ寄贈者ノ姓名ヲ簿冊ニ録シテ永ク之ヲ保存シ本会ノ報告及ヒ新聞紙ヲ以テ広告スヘシ

第四十一条 本会ニ於テハ毎月一回雜誌ヲ編纂シ本会ノ報告及ヒ内外衛生上ノ論說紀事等ヲ登録シ之ヲ會員ニ配付スヘシ

第四十二条 此規則ハ會員十名以上ノ發議ニ因リ總會ノ決議ヲ經テ変更スルコトアルヘシ

明治十六年二月

大日本私立衛生会

大日本私立衛生会規則追加

第一章 支会

第一条 地方ノ會員ハ其協議ニ因リ支会ヲ置クコトヲ得

第二条 支会ハ大日本私立衛生会何地支会ト称スヘシ

第三条 支会ノ組織及ヒ規則ハ其會員ノ協議ヲ以テ之ヲ定メ本会々頭ノ承認ヲ經テ施行スルモノトス

第四条 支会ハ集会ノ都度其紀事ヲ成ヘク其会ニ報告スルヲ要ス

第五条 支会ノ費用ハ其會員ノ協議ニ任カス

但時宜ニ依リ其幾分ヲ本会ヨリ補助スルコトアルヘシ

第二章 地方幹事

第六条 本会ハ一府県若クハ一國ニ若干名ノ地方幹事ヲ置キ本会ニ関スル庶務ヲ囑托スヘシ

第七条 地方幹事ハ会頭ノ意見ヲ以テ撰定シ其任期ハ二ヶ年トス

第八条 地方幹事ノ事務取扱ニ係ル諸費ハ其実費ヲ本会ヨリ支出スヘシ

明治十六年四月再刊

大日本私立衛生会

注

- (1) 小川鼎三・酒井シヅ校注『松本順自伝・長与専斎自伝』平凡社, 2008年, 178頁。
- (2) 『大日本私立衛生会一覧』は「大日本私立衛生会沿革略及事業成績ノ一般」において、大日本私立衛生会を「首唱」した者を伝えるが、ここでは足立利綱の名が見えない（大日本私立衛生会『大日本私立衛生会一覧』, 明治28年, pp.1-2）。
- (3) 拙著『長与専斎と内務省の衛生行政』慶應義塾出版会, 2021年など。
- (4) 笠原英彦「近代日本における衛生行政論の展開：長与専斎と後藤新平」『法学研究』（69-1）, 1996年など。
- (5) 小野芳朗ほか「明治期日本の公衆衛生に関する情報環境」『第4回日本土木史研究発表会論文集』, 1984年, 42頁。
- (6) 長与専斎は「各自衛生」の限界と「公衆衛生」の必要性に注目する（長与専斎「発会祝詞」『大日本私立衛生会雑誌』（1）, 明治16年, pp.8-12）。
- (7) 尾崎耕司などが報告する「コレラ騒擾」は政府の衛生行政に対する人々の困惑と不満の現れとして理解することができよう（尾崎耕司「1879年コレラと地方衛生政策の転換—愛知県を事例として—」『日本史研究』（418）, 1997年など）。また明治13年の伝染病予防規則第8条では感染症患者をかかえる家に「病名表添付」を求めていたが、この行政上の取り組みに対して人々は抵抗した（『中央衛生会第八次年報』（明治20年1月-12月）, pp.15-20）。
- (8) 拙稿「名古屋時代の後藤新平」後藤新平研究会編『後藤新平—衛生の道 1857-1929』（別冊『環』28）藤原書店, 2023年, pp.84-95。
- (9) 日本公衆衛生協会編『公衆衛生の発達—大日本私立衛生会雑誌抄一』

日本公衆衛生協会, 昭和 42 年。

- (10) 阪上孝「公衆衛生の誕生—『大日本私立衛生会』の成立と展開」『経済論叢』(156-4), 1995 年, pp.1-27。
- (11) 瀧澤利行「大日本私立衛生会の民族衛生観」『民族衛生』57 (5), 1991 年, p.204。
- (12) 香西豊子「長与専齋と日本における感染症の歴史」『化学と教育』70 (8), 2022 年, p.372。
- (13) 拙著『長崎偉人伝 長与専齋』長崎文献社, 2019 年, pp.131-137 等。
- (14) 本資料を紹介するにあたり, 卍やㄣなどは通行の表現に改め, 旧字体は新字体に適宜改めた。